

3-3. 環境ラベルの相互認証に係る調査

3-3-1 日中韓相互認証に係る調査

1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓3カ国は、日中韓環境大臣会合(The Tripartite Environment Ministers Meeting: TEMM)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(Round Table Meeting: RTM)のもと、2005年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年1回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007年に日中韓3カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意されて以降、2012年の「複合機(プリンタ・複写機)」を皮切りに2021年の「壁及び天井等の仕上げ材」まで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、共通基準は12分野13品目に拡大している。また、2012年には「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓3カ国の相互認証が開始された(現在の対象カテゴリは表3-3-1のとおり)。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国・環境ラベルを取得した実績が858件(2024年1月31日時点)になり、着実に活用実績が増加している。また、令和元年度(2019年度)には、日中間においても、この相互認証の仕組みを利用して、日本から中国・環境ラベルを取得した実績が1件誕生した。さらに、令和4年度(2022年度)には、日本から中国・環境ラベルを取得した機器がもう1件誕生した。

令和5年度(2023年度)は、2023年9月の日中韓環境ラベル実務者会議(韓国開催)(以下「実務者会議」という。)において共通基準項目が合意された「木材・プラスチック再生複合材」について、同12月に共通基準の合意書[資料編3-3-1]を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「床材」については、2024年度に開催される実務者会議(中国：予定)で協議する予定となっている。

表3-3-1. 日中韓3カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機(MFD)	プリンタ [CJK-02-2009(D)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03-2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。
DVD機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクト [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ [CJK-12-2020(A)]	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2020年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁及び天井等の仕 上げ材 [CJK-13-2021(A)]	No.123 Ver.2 等	HJ/T223- 2005	EL248	2021年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁紙 [CJK-14-2022(A)]	No.123 Ver.2	HJ 2502- 2010	EL242	2022年12月に共通基準の合意書が締結された。
木材・プラスチック 再生複合材 [CJK-15-2023(A)]	No.137 Ver.1	HJ 2540- 2015	EL726	2023年12月に共通基準の合意書が締結された。
床材	No.123 Ver.2 等	HJ571-2010	EL246	2023年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

2) 大韓民国「韓国・環境ラベル」

韓国のタイプ I 環境ラベルである「韓国・環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院(KEITI)によって運営されている。2024年1月時点で158カテゴリに対して基準が設定されており、19,439製品(5,037社)が認証を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国・環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマーク認証製品であり、相互認証の申請方法に基づいて韓国現地法人を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種が2024年1月末時点で858機種にのぼる。

日韓の相互認証に関しては、RTMのもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結した。2012年には相互認証の実施方法のルールを規定する「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」を締結し、日韓の相互認証が開始された。

現時点まで、日韓の相互認証の活用実績としては、複写機、プリンタなどの複合機がほとんどを占めているが、この過程において様々な課題を解決してきた。

エコマークでは、2014年5月にブルーエンジェルRAL-UZ171に対応するNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器Version1」基準を制定したが、その際には韓国側が未対応であったため、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されない期間が生じ、No.155基準で認証を受けた製品を韓国・環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで2014年12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマークを運営する(公財)日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を新たに発行し、その認定確認書には、「No.155基準は、旧No.117「複写機Version2」またはNo.122「プリンタVersion2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認証製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認証を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認証確認書にはその対応関係を記載することとした。なお、2015年から続いた暫定的な運用も2018年6月に「複合機(複写機)」の共通基準改定の覚書が締結されたために終了した。その後も韓国側の認証業務の実務担当者との打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。なお、2022年7月に日本で、タイとの相互認証で運用している派生機(同一シリーズで同一構造機器の印刷速度違いの機器)を相互認証の対象に追加する協議を日韓の実務者で行い、その後の調整等を経て、同年11月より運用開始に至った。

相互認証の活用実績としては、2023年2月以降、(公財)日本環境協会は、韓国に申請する62機種(韓国申請機種)の複写機・プリンタに対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、これまでに68機種が認証を受けている(2024年1月31日時点、累計858機種)。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声

が寄せられており、昨年度運用を開始した派生機も含め、着実に相互認証の利用が進んでいる。

(2) 韓国・環境ラベルの最新動向

韓国・環境ラベルの最新情報としては、新しく基準策定した商品カテゴリ、策定中の商品カテゴリは、表 3-3-2. のとおりとなっている。

表 3-3-2. 韓国・環境ラベルの基準策定／見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
◆新しく基準を策定した商品カテゴリ			
1	EL554	Camping equipment	キャンプ用品
2	EL807	Cafe service	カフェサービス
◆基準策定中の商品カテゴリ			
1		Carrier for travel (Travel bag)	旅行用かばん
2		Induction (Electric range)	IH 調理器具
3		Dehumidifier	除湿機
4		Car mats and supplies	カーマット・用品
5		Restaurant	レストラン
6		Cultural facilities	文化施設

3) 中華人民共和国「中国・環境ラベル」

中国のタイプ I 環境ラベル「中国・環境ラベル」は、中国生態環境部 (MEE) から権限を与えられた中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC) によって運営されている。2024 年 1 月時点で 109 の製品カテゴリの基準が設定されており、14,040 ライセンス(6,210 社)が認証を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、RTM のもと、2005 年から協議を開始した。2007 年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012 年に「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。日中韓の共通基準の合意書については、3-3-1. 1) 項で報告したとおりであるが、日中 2 カ国間では、2017 年 10 月に「スキャナ」の共通基準に係る合意書を締結している。また令和元年度(2019 年度)は、日中間で 2 品目目となる「デジタル印刷機」の共通基準設定の協議が 2019 年 8 月の日中環境ラベル実務者会議で行われ、同 10 月の GEN の年次総会(AGM)(中国・蘇州)の会期中に共通基準の合意書が締結された。

相互認証の運用については、基礎的な枠組みは前述のとおり整っていたが、日韓間とは異なり思うように活用が進まなかったことから、日中間では 2013 年 7 月に認証機関である CEC の実務担当者と相互認証の実務面での協議を開催し、認証手続きに関する合意形成を行った。さらに、2014 年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意し、活用事業者を募集したが、事業者から試験運用の協力は得られなかった。その後、2015 年 4 月に日中韓 3 カ国で MFD のプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、同年 7 月に協力事業者を募り試験運用を試みたが、CEC 側で「エコマーク認定確認書」が

受理されず、相互認証が正常に機能しないことが判明した。そのため、(公財)日本環境協会では、2016年3月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続きを確認した。2019年には、前述の日中の「デジタル印刷機」共通基準において、エコマーク認証の1機種が相互認証を活用して初めて中国・環境ラベルに認証され、2019年10月のGENのAGM(中国・蘇州)の会期中に認証授与式が行われた。

日中2カ国間の相互認証の確実な運用が進展していた一方、いまだ申請する中国側担当者によって、共通基準であれば省略されるはずの証明書類などが要求されるといった事例が事業者より報告された。そこで、相互認証担当者との打ち合わせを実施し、中国側の相互認証活用時の申請担当窓口の一本化や連絡体制の再構築について両機関にて改めて確認を行った結果、令和4年度(2022年度)にそれに続く新しい活用実績が1件誕生するに至ったが、その後の活用実績は出ていない。




(2) 中国・環境ラベルの最新動向

中国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定を予定している商品カテゴリは未定となっている。

3-3-2 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

本項では、日本のエコマークが相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 3-3-3.)。2024 年 3 月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 10 機関である。本年度は、韓国・環境ラベル、中国・環境ラベル、ドイツ・ブルーエンジェル、及びシンガポール・グリーンラベルの 4 機関について報告する(韓国・環境ラベル、中国・環境ラベルの詳細は 3-3-1 項を参照)。さらに、ドイツ・ブルーエンジェル、及びシンガポール・グリーンラベルについては、環境ラベルの相互認証の拡大に向けて、協議を進めており、その協議内容と合意結果についても報告する。

表 3-3-3. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク			
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル委 員会	韓国環境産業技術院 (KEITI)	中環連合(北京)認証センター 有限公司(CEC)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プ ロジェクタ、塗料、文具、織 維製品、シュレッダー、家 具、印刷インキ、壁及び天井 等の仕上げ材、壁紙、木材・ プラスチック再生複合材	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プロ ジェクタ、塗料、文具、繊維製 品、スキャナ、シュレッダー、 デジタル印刷機、家具、印刷イ ンキ、壁及び天井等の仕上げ 材、壁紙、木材・プラスチッ ク再生複合材
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年
活用実績	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	ニュージーランド	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	エコチョイス・アオ テアロア	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	エコチョイス・ アオテアロア	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建 設・原子力安全・消費者 保護省(BMUV)、連邦環境 庁(UBA)、品質保証・表示 協会(RAL gGmbH)、環境 ラベル審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	複写機、プリン タ、プロジェクタ	複写機、プリンタ	—
開始時期	2004 年	2014 年	2015 年	—
活用実績	あり	あり	あり	なし

ロゴマーク			
国・地域	カナダ(北米)	香港	シンガポール
ラベル名	エコロゴ	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	UL Environment, Inc.	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
対象商品カ テゴリ	—	—	プロジェクタ
基本協定締 結時期	2014年	2015年	2015年
開始時期	—	—	2023年
活用実績	なし	なし	なし

1) シンガポール共和国「グリーンラベル」

(1) シンガポール・グリーンラベル制度

シンガポールのタイプ I 環境ラベル「シンガポール・グリーンラベル」は、シンガポール環境協議会(Singapore Environment Council: SEC)が運営している。SEC は、独立した非営利団体として 1995 年に設立され、シンガポール・グリーンラベル制度以外にも、オフィスやショップ、イベントなどの環境認証制度のほか、環境人材の育成プログラムの提供、各種表彰制度を運営している。シンガポール・グリーンラベルは、1992 年に当時の環境省(現 持続可能性及び環境省)によって開始され、1999 年に SEC に引き継がれた。GEN には 2003 年より参加しており、東南アジア地域において最も活用されているタイプ I 環境ラベルの一つである。50 の商品カテゴリにおいて、約 4,600 商品(約 800 社)が認証を受けている(2023 年 10 月時点)。現在、新たに策定中の基準はない。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認証取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答が得られている。2024 年 1 月現在、日本の複写機・プリンタ事業者のうち 5 社が認証を取得しており、16 ブランド/機種が登録されている。

(2) グリーンラベルの最新動向

シンガポールのグリーン公共調達制度は、2007 年よりその取組がスタートしているものの、過年度までの SEC とのヒアリングによると調達担当者の任意による取組であったという。しかし、2021 年 2 月にシンガポール政府は「シンガポール・グリーンプラン 2030」を公表し、グリーン公共調達制度の推進を目標の一つとして掲げ、2028 年までにすべての政府調達に環境及びサステナビリティの要件を組み入れることを発表した。同年 7 月には、エアコンや冷蔵庫、テレビ、LED 照明など具体的な環境要件が公表され、建材と印刷用紙にシンガポール・グリーンラベルの認定取得が要件の一つとして設定された。SEC としては、今後プリンタなどのオフィス機器のカテゴリを対象とするよう関連省庁に働きかけるとしている。また、シンガポール政府はシンガポール・グリーンプラン 2030 に基づいた一年の活動を報告書としてまとめるとし、2022 年度(2022 年 4 月~2023 年 3 月)の報告書は 2023 年 12 月に公表されたところである。その報告書によると、9 分野の製品・サービスに環境及びサステナビリティの要件を設定し、政府調達契約額の 60%以上を占める大規模建設及び ICT の入札において、評価点の最大 5%を環境及びサステナビリティ要件に割り振ることについて発表したことを成果として述べている。2023 年度以降に向けては、その他の分野においても環境及びサステナビリティの要件を盛り込むこととしている。

さらに、シンガポール政府は 2022 年 10 月にオーストラリア連邦政府と世界で初めてのグリーン分野の経済協定(Green Environment Agreement: GEA)に署名したと発表した。この GEA では、グリーン製品やサービスの貿易と投資を拡大し、新たなグリーン成長分野を支援するための相互運用可能な政策枠組みを構築することを目標にしたうえ、以下の 7 つの需要分野において両国間で協力を進めることとしている。

1. 貿易及び投資
2. 基準及び適合性評価
3. グリーン及びトランジションファイナンス
4. カーボン市場
5. クリーンエネルギー、脱炭素化及び技術
6. グリーン成長のためのスキル及び能力
7. エンゲージメント及びパートナーシップ

そして、具体的な取組は Annex にまとめられており、Annex B 1.5 には「環境及び持続可能な政府調達」、Annex B 6.3 に「環境ラベルスキームの協力の推進」が設定された。政府調達の協力については、両国で関連する法律や規制の枠組みをはじめ、政策及び手順、優良事例などに関する知見を共有することを記している。環境ラベルスキームの協力では、両国制度の知見共有、政府調達への活用促進についても連携することを挙げている。また、この GEA に基づき、SEC ではオーストラリアのタイプ I 環境ラベル機関である Good Environmental Choice Australia (GECA) と協力に関する覚書を 2023 年 10 月に締結した。この覚書では、主に二つの取組に焦点を当てている。一つ目は、基準の調和化である。両国の基準の調和化を図るとともに、両制度の認定プロセスと取得に係るコストを明確にすることで、両環境ラベル制度での認定取得を促し、ラベル間の相互性を高めることが狙いである。ラベル間の相互性が高まることで、事業者の取得メリットが増し、そしてグリーン製品の供給が増えれば、公的機関によるグリーン製品の調達機会が拡大するといった好循環が期待される。その他には、ISO17065 認定要件の共有や、セメント・コンクリート製品基準・複写機基準のギャップ分析調査なども実施していく方針である。二つ目は、各国の気候目標達成に向けたロードマップの作成である。GEA は、気候変動に関連する活動に重点を置いている関係から、環境ラベル基準に GHG 排出基準を追加し、各国政府の気候変動目標に合わせた取組を実施していくとしている。

(3) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

2014 年 4 月に相互認証の実施に向けたキックオフミーティング(ウェブ協議)、同年 8 月のウェブ協議を経たのち、2015 年 10 月に香港でエコマークとグリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。同協定書では相互認証の共通基準を設定する対象カテゴリとして、複写機、プリンタを取り上げることに合意している。その後、グリーンラベルの担当者が複数回交代したため、事実上協議は停止していた。しかし、一定の事業者ニーズを鑑み、改めて SEC に相互認証の実施について意向を確認したところ、2021 年 8 月にウェブ協議を開催するに至った。同ウェブ協議では「複写機・プリンタなどの画像機器」を含めた相互認証の共通基準対象品目の設定などについて協議を行い、2022 年 9 月に開催したウェブ協議において、SEC より「プロジェクト」に関する共通基準について進めたいとの意向が示され、両機関で同意した。翌 10 月に開催されたウェブ協議では、両国のプロジェクト基準についての比較検討を実施した。

令和 5 年度(2023 年度)は 6 月 26 日にウェブ協議を行った。前年度までの議論を踏まえて両国のプロジェクト基準の比較表をエコマーク事務局が事前に作成し、共通基準につい

て議論を行った。協議の結果、共通基準の基本合意に至ったほか、実際の運用方法についての共通認識を図った。その後、GENの年次総会の機会を活用して、実務者同士で合意書締結に向けた意見交換を行ったとともに、次に取り組む対象カテゴリとして「複写機・プリンタなどの画像機器」を選定することで基本合意した。協議の内容については次項以降に詳述する。そして、両機関での合意書締結に向けた各種調整を経て、2023年12月1日に「プロジェクトの共通基準に関する合意書」が締結された。「プロジェクト」の共通基準は表3-3-4. のとおりで、合意書は資料編3-3-2に示す。

表3-3-4. グリーンラベルとエコマークのプロジェクト共通基準

No.	基準項目	共通基準(*)		備考
		EM No.145	SGLS 081	
1	適用範囲	適用範囲	適用範囲	共通基準
2	製品設計	(6)	D.1-5	共通基準
3	消費電力	(7)	B.1	共通基準 (エコマーク→グリーンラベルの申請のみ)
4	待機時消費電力	(8)	B.1	共通基準 (エコマーク→グリーンラベルの申請のみ)
5	エコモードの消費電力	(9)	B.1	共通基準
6	重金属	(10)	E.3, E.6	部分的共通基準 (Pb, Cd, Hg and Cr ⁶⁺)
7	フタル酸エステル類	(10)	E.2, E.6	部分的共通基準 (DEHP, BBP, DBP and DIBP)
8	難燃剤	(10) (11)	E.4, E.6	部分的共通基準 (HBCDD, PBB, PBDE and SCCP)
9	プラスチック製筐体部品	(12)	E.1, E.6	共通基準
10	ガラス部品への添加剤	(13)	E.5, E.6	共通基準

(*) 注: 関連する基準は以下のとおりである:

- EM (Eco Mark): No.145 “プロジェクト Version2”
- SGLS (Singapore Green Labelling Scheme): 081"Video Image Projector"

(4) SEC との相互認証協議報告書(2023 年 6 月 26 日開催)

[日時]	2023 年 6 月 26 日(月) 15:30~16:05 (14:30~15:05 ※シンガポール時間)
[場所]	Zoom 会議 (英語)
[出席者] ※敬称略	シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) <ul style="list-style-type: none">• Mr. Goh Wee Hong (Head of Business Development, Sustainability & Partnerships)• Mr. Vincent Teo (Standards and Certification)• Ms. Jasmine Soh Jie Ling (Senior Sales Person)• Mr. Ambrose Lim Chuon Chiang• Mr. Racharla Varun Kumar
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none">• 漣 友行 (基準・認証課 技術専門課長)• 小林 弘幸 (事業推進課 課長代理)
目 的	シンガポール・グリーンラベルとエコマーク相互認証協議
【内容】	
1. プロジェクト共通基準について <p>前回、2022 年 10 月 26 日に開催した相互認証協議で「プロジェクト」の共通基準についての協議を行ったものの、共通基準を活用した相互認証に関する双方の考え方や理解に相違が散見された。本会議を開催するにあたり、先方の考え方を正しく理解するため、SEC のコンタクトパーソンである Mr. Ambrose Lim Chuon Chiang に依頼し、2023 年 6 月 7 日に実務担当者による事前協議を行った。そこで、共通基準の設定に向けて、必要であればどちらかの基準内容を変更し、基準内容を統一する(調和化する=Harmonize)ことも選択肢の一つとして SEC 側が検討していることが分かり、既存の基準項目をもとに共通基準を設定する方向で協議を進めたいとの説明を行った。</p> <p>本会議では、新しく着任された Business Development, Sustainability & Partnerships 長も参加するということを踏まえ、エコマークがドイツやタイなどと運用している相互認証の考え方を示す資料を作成し、事前に SEC 側に提出していた。</p> <p>エコマークから、原則、既存の基準項目をもとに共通基準を設定すること、共通基準設定のための基準内容の変更はグリーン購入法の判断の基準との整合の観点等から推奨しない旨を説明し、理解が得られた。</p>	
2. プロジェクト共通基準について <p>前回の会議後に送付してもらったシンガポール・グリーンラベル基準をもとに、エコマーク基準との比較表を作成し、事前に SEC 側に提出した。</p> <p>基本的にエコマークの提案を受け入れるとの意向が示され、今後は SEC 側の所定の委員会等で承認を受ける必要がある旨が報告された。その承認プロセスは約 1 カ月要すること、比較表、合意書及び共通基準一覧表をエコマーク側が作成して SEC に送付す</p>	

ることを確認した。その後、SEC 側で承認が取れ次第、エコマークに報告し、合意書の締結に向けた議論を進めることで合意した。

基本合意した共通基準は以下のとおりである。

エコマークグリーンラベルの共通基準

※ 項目番号はエコマークの基準項目番号を元に記載。

< 共通基準項目 >

2. 適用範囲

(6) 分解可能設計 (3R 設計)

(7) 消費電力 *日本→シンガポールに限る (エコマーク→グリーンラベルの申請のみ)

(8) 待機時消費電力 *日本→シンガポールに限る (エコマーク→グリーンラベルの申請のみ)

(9) エコモードの消費電力

(10) 重金属 * (10)(11)にまたがるため、物質名を記載した部分的な共通基準項目とする

(12) プラスチック部品の有害物質

(13) ガラス部品のカドミウム、鉛、水銀、六価クロム

< 部分的な共通基準項目 >

(10), (11) 有害物質の一部物質 (フタル酸エステル類 : DEHP、BBP、DBP、DIBP)

3. 今後の進め方について

- エコマークが比較表を修正し、合意書案及び共通基準一覧表を SEC に送付する。
- SEC は、承認が下り次第、エコマークに連絡する。
- 合意書の締結方法について、両機関で継続的に協議する。

以上

2) ドイツ連邦共和国「ブルーエンジェル」

(1) ブルーエンジェル制度

ブルーエンジェルは、1978年に世界で初めて開始されたタイプ I 環境ラベルで、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全・消費者保護省 (BMUV) が所有権を持ち、ドイツ連邦環境庁 (UBA)、ドイツ品質保証・表示協会 (RAL gGmbH)、環境ラベル審査会 (Jury) の 3 機関が連携して運営している。2024 年 1 月時点で、102 の商品カテゴリ数に対して、1,600 社を超える事業者、30,000 以上の製品またはサービスが認証されている。そのうち、最も認証数が多い基準が複写機・プリンタなどの画像機器であり、日系事業者の取得が多い。その他には紙製品、塗料などの基準に認証数が多い。



ドイツの GPP 制度では、ブルーエンジェルが広く活用されている。ドイツの公共調達を規定する法律「公共調達法の近代化に関する規則 (VgV)」では、EU 公共調達指令 (2014/24/EU) と同様に ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベルの活用を推奨している。さらに、UBA においては 13 分野 41 品目において入札要件のレコメンデーションが公開され、多くはブルーエンジェルの活用を推奨している。

(2) ブルーエンジェルの最新動向

ブルーエンジェル基準の制・改定は、ブルーエンジェルの独立した意思決定機関である Jury で決定される。2023 年 6 月 20 日、21 日に開催された Jury¹ では 5 つの新しい基準の制定が承認され、同年 12 月 12 日、13 日に開催された Jury² では、新たに 2 つの基準の制定及び 6 つの基準の改定が承認された (表 3-3-5.)。

表 3-3-5. ドイツ・ブルーエンジェルの基準策定／見直し一覧

2023 年 6 月 20 日、21 日開催 Jury で承認された基準		
新規／改定	基準番号	商品カテゴリ名
新規	DE-UZ 229	Veranstaltungscatering und Kantinenbetrieb ／ イベントケータリング及び食堂運営
新規	DE-UZ 230	Wärmepumpen / ヒートポンプ
新規	DE-UZ 231	Flüssigkeitskühler / 液体クーラー
新規	DE-UZ 232	Schaum- und Wasserfeuerlöscher / 泡消火器及び水消火器
新規	DE-UZ 233	Bauwerksabdichtungen aus Flüssigkunststoffen ／ 液体プラスチック製建築シーリング

2023 年 12 月 12 日、13 日開催 Jury で承認された基準		
新規／改定	基準番号	商品カテゴリ名
新規	DE-UZ 234	Organische Kultursubstrate und Blumenerden ／ 有機栽培用培地及び培養土

¹ <https://www.blauer-engel.de/en/press/detail/results-environmental-label-jury-meeting-june-2023>

² <https://www.blauer-engel.de/de/press/detail/ergebnisse-der-sitzung-der-jury-umweltzeichen-im-dezember-2023>

新規	DE-UZ 235	Kunststoffrasensysteme und -sportplätze ／ 人工芝システム及びスポーツフィールド
改定	DE-UZ 24	Umweltfreundliche Rohrreiniger / パイプクリーナー
改定	DE-UZ 30a	Produkte aus Recyclingkunststoffen ／ 再生プラスチック由来の製品
改定	DE-UZ 142	Energiemessgeräte für den Haushalt ／ 家庭用エネルギー測定装置
改定	DE-UZ 206	Gartengeräte / 園芸工具
改定	DE-UZ 212	Kaminöfen für Holz / 薪ストーブ
改定	DE-UZ 222	Staubabscheider ／ (薪ストーブ等に取り付ける)微粒子分離機

(3) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

相互認証の協議は、2013年11月に開始され、2014年11月にドイツ・ベルリンにて、BMUV、UBAならびにRAL gGmbHと相互認証基本協定を締結した。基準の共通化としては、ブルーエンジェルRAL-UZ171「印刷機能を持つオフィス機器(プリンタ、複写機、複合機)(以下、画像機器)」基準をもとに、2014年5月にエコマークNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準が制定され、それを受けて2014年5月、9月及び2015年8月の協議を経て、2015年10月に認証手順及び運用規則を締結、「画像機器」の共通基準を策定し、相互認証の実務が開始された。

その後の協議状況としては、2016年にブルーエンジェル「画像機器」基準(RAL-UZ171)の見直し(全面改定)の検討が開始されたため、2016年6月と10月の「RAL-UZ171の改定に関する公聴会」(ドイツ・ベルリン)に(公財)日本環境協会の実務担当者も参加するとともに、併せて相互認証協議も実施した。新基準RAL-UZ205(2018年以降は規格番号をDE-UZ205に改称)が2017年1月に制定され、これに整合を図る形でエコマークNo.155基準の部分改定が行われた。これを受けて、2017年12月に共通基準項目の再設定に向けた協議を行い、2018年10月に新しい共通基準のもとでの相互認証が開始された。

2020年には、DE-UZ205の改定作業が2020年8月から開始され、2回の技術会議(オンライン)と、11月23日、24日のエキスパートヒアリング(対面・オンライン併用)、12月のJuryを経て、2021年1月に新基準であるDE-UZ219が制定された。エコマークのNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準は、DE-UZ219に対応させるために2022年1月に改定が行われ、共通基準項目の再設定に向けた準備を進めていた。

令和5年度は、2023年9月にグリーン購入ネットワークに協力する形で、RAL gGmbHの担当者を招いたウェビナーを開催したことを契機に、共通基準の再設定の協議を打診し、検討を進めることに合意した。10月27日にはRAL gGmbH(ドイツ・ボン)を訪問して協議を行った結果、画像機器基準の共通基準の再設定について表3-3-6.のとおり基本合意に至った。その後、UBAやJuryの確認を経て、正式に運用を開始する予定である。

表 3-3-6. ブルーエンジェルとエコマークの画像機器共通基準

No.	基準項目	共通基準		備考
		BE* DE-UZ219	EM** No.155	
1	適用範囲	2. 適用範囲	2. 適用範囲	共通基準 (適用範囲が同一の場合).
2	機器の製品設計	3.1.1.1, 3.1.1.2, 3.1.1.3	4-1-1 (1)	共通基準 (ポータブル型の機器は除く)
3	色材カートリッジ・色材容器の製品設計	3.1.1.2, 3.1.1.3 Recyclable Design and Reuse	4-1-1 (2)	共通基準 (ポータブル型の機器は除く)
4	再生プラスチックの使用	3.1.1.5	4-1-1 (4)	部分的共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェル、かつ相互認証の申込時点のブルーエンジェル基準(2024/1~ 5%以上)に適合した機種のみ申請可能)
5	自動両面機能	3.1.4.2	4-1-1 (9)a)	共通基準
6	複数ページ印刷	3.1.4.3	4-1-1 (9)b)	共通基準
7	包装材	3.1.6	4-1-1 (14)	共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェル、かつ該当再生繊維を含む包装材を使用した機種のみ申請可能)
8	消費電力	3.4.1	4-1-2 (15)	共通基準
9	プラスチック製筐体部品	1.4, 3.2.1	4-1-3 (16), (17), (18)	共通基準
10	電子基板に使用されるプラスチック	3.2.2 Material Requirements for the Plastics Used in Printed Circuit Boards	4-1-3 (18)	共通基準
11	有害物質の放散 (電子写真方式の機器)	3.3.2	4-1-3 (19)	共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェルのみ申請可能。英語の試験レポートをブルーエンジェル側に提出) 注：BAM 認定試験所での試験のみ有効
12	有害物質の放散 (微粒子)(電子写真方式の機器)	3.3.2	4-1-3 (20)	部分的共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェル、かつ微粒子・超微粒子の基準項目は相互認証の申込時点のブルーエンジェル基準に適合した機種のみ申請可能のみ申請可能。英語の試験レポートをブルーエンジェル側に提出) 注：BAM 認定試験所での試験のみ有効
13	有害物質の放散 (インクジェット方式の機器)	3.3.3	4-1-3 (21)	共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェルのみ申請可能。英語の試験レポートをブルーエンジェル側に提出) 注：BAM 認定試験所での試験のみ有効
14	感光体	3.1.1.6	4-1-3 (22)	共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェルのみ申請可能。Annex2 の提出)
15	トナーカートリッジ・容器の取扱い	3.2.3.6	4-1-3 (23)	共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェルのみ申請可能)

No.	基準項目	共通基準		備考
		BE* DE-UZ219	EM** No.155	
				請可能。Annex12 の提出)
16	トナー・インクの有害物質	3.2.3.1	4-1-3 (24)	共通基準
17	トナー・インクへの有害物質(酸化チタン)	3.2.3.2	4-1-3 (24)	共通基準
18	トナー・インクの重金属	3.2.3.3	4-1-3 (25)	共通基準
19	トナー・インクのアゾ着色剤	3.2.3.4	4-1-3 (26)	共通基準
20	トナー・インクの殺虫・殺菌性物質	3.2.3.5	4-1-3 (27)	共通基準
21	騒音	3.5	4-1-3 (31) a)	電子写真方式: 共通基準 インクジェット方式: 部分的共通基準 (エコマーク→ブルーエンジェルのみ申請可能。Annex9 の提出。インクジェット方式の機器はブルーエンジェル基準に適合した機種のみ申請可能) 注: ISO/ICE17025 認定試験所の試験のみ有効
22	同一構造機器	3.3.5	6.(1)	共通基準

(*) 注: 関連する基準は以下のとおりである:

- Blue Angel: DE-UZ219 “Office Equipment with Printing Function (Printers, Multifunction Devices)
- Eco Mark: No.155 “「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.5」

(4) 日本・ドイツ間の相互認証の活用実績

相互認証の活用実績としては、日本のエコマーク認証を取得した機種について相互認証を活用してブルーエンジェルの認証を受けた機種が、2016年6月に初めて2機種誕生した。その後、2019年1月までに相互認証用の「エコマーク認定確認書」を累計7機種に対して(公財)日本環境協会が発行し、そのうち累計3機種がブルーエンジェル RAL-UZ171 の認証を受けた。また、日本の事業者が RAL-UZ171 を取得した機種に関して、ドイツから相互認証を活用してエコマーク認証を受けた事例が2016年11月に1機種誕生した。他国の相互認証制度も含めて、相互認証制度を活用して日本エコマークを取得した初めての事例となり、日独双方で相互認証の有効性が確認された。(2023年2月時点の相互認証の実績: 日本→ドイツ: 3機種、ドイツ→日本: 1機種)。

(2)項に記載したとおり令和5年度(2023年度)は共通基準項目の再設定が必要であったため、活用実績は無かった。本年度に再設定が完了したため、次年度からは事業者からの申請があれば、相互認証が活用できる体制となる。

(5) RAL gGmbH との相互認証協議報告書(2023年10月27日開催)

[日時]	2023年10月27日(金) 15:00~16:45
[場所]	RAL gGmbH 会議室 (ドイツ・ボン)
[出席者]	RAL gGmbH • Mr. Cristoph Esser (head of Environmental Labelling) クリフトフ ァー・エッサー • Dr. Sebastian Burck (Environmental Labelling) セバスチャン・ボ ーク *画像機器認証担当
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 • 大澤 亮 (基準・認証課 課長) • 小林 弘幸 (事業推進課 課長代理)
目 的	画像機器の共通基準の再設定に関する協議及びその他意見交換
【内容】	
<p>RAL gGmbH にてエコマークとの共通基準及び画像機器基準の認証業務に長年携わっていた担当者が定年退職したことを受けて、新しい担当者とのネットワーク構築及び画像機の共通基準の再設定について議論を行うため、RAL gGmbH を訪問した。</p> <p>冒頭、担当者が変わったことを受けて、エコマーク制度の概要とブルーエンジェルとの相互認証協議の経過について説明した。また、最近エコマークを取得している文具の事業者から、欧州域内の環境ラベル(特にブルーエンジェル)に関する問い合わせがいくつか寄せられたことも踏まえて、文具(ブルーエンジェルでは筆記具)基準の相互認証に関する意見交換も行った。</p> <p>①文具(筆記具)</p> <p>前日までの GEN AGM 会期中に、ブルーエンジェルの基準策定を所管している UBA 担当者に文具基準の共通基準設定について意向を確認したところ、設定できる共通基準の数が少ないのであれば、共通基準を策定するメリットが少なく、また日本事業者がそこまでブルーエンジェル取得に関心があるのであれば、直接ブルーエンジェルに申請すればよいとの見解であった。日本事業者にとって、言語的な課題や商慣習の異なるうえでの考え方の違い等がブルーエンジェルへの直接的な申請への障壁となっていると伝えられたものの、理解は得られなかった。</p> <p>一方、RAL 側は筆記具基準の担当者が不在であったものの(体調不良により欠席)、日本の事業者から関心があるのであれば、共通基準の設定については前向きな印象があった。</p>	

DE-UZ 200” Writing Utensils and Stamps”³ (筆記用具及びスタンプ)の認定基準 の主な項目

1.5 Definitions

Bioplastics: bioplastics are plastics that are partly or fully derived from biomass (renewable raw materials). Bioplastics can be biodegradable or durable plastics. Examples of bioplastics are: biopolyethylene (bioPE), cellulose acetate or polylactic acid (PLA).

3.1.3 Plastics

The plastics used must consist of:

- ≥ 80 % recycled post-consumer material or
- ≥ 60% renewable raw materials.

Compliance Verification

(省略)

Bioplastics

The applicant shall indicate to RAL gGmbH the type and composition of the material used. Also, the applicant shall document the origin and mass percentages of the individual raw materials used. The proof of the contained mass fractions can be based on radiocarbon analysis, the measurement of stable isotope ratios or the mass balance according to CEN/TR 16721:2014 (Annex 9).

The origin of the (plastic) granules shall be verified by means of a certificate from one of the following certification schemes (Annex 10).

- ISCC+
- RSB19
- Rainforest Alliance (SAN)
- Bonsucro
- RedCert (in Europe only)
- Roundtable on Sustainable Palm Oil RSPO
- FSC
- PEFC

Moreover, the supplier shall be required to submit a plausibility declaration showing that the certificate submitted covers the entire chain of custody via certificates from the above list. Verification by means of „Book and Claim“ certificates shall not be permitted (Annex 11). This compliance verification shall be presented once a year - first upon filing the application, thereafter at a time to be fixed by RAL gGmbH.

³ <https://www.blauer-engel.de/en/productworld/writing-utensils-stamps>

<質疑応答>

JEA) Renewable Raw Material (基準値 60%以上)とは、バイオマスプラスチックを指すのか。

RAL) 本来は記載されているはずだが筆記具基準に定義が記されていないため、担当者に確認するが、バイオマスプラスチックを指すものであると思われる。

JEA) バイオマス由来特性を割り当てるマスバランス方式によるプラスチックは対象か。

RAL) 対象である。(担当者でないため正確な回答でない可能性あり)

JEA) セグリゲーション方式のバイオマスプラスチックは対象か。

RAL) 対象だと思うが、念のため担当に確認する。

②画像機器の共通基準の再設定

画像機器の共通基準協議による共通基準項目の従来との変更箇所は、以下のとおり。

基準項目	共通基準	備考
PCR プラスチックの使用 (BA:3.1.1.5/EM:(4)) ※BA:ブルーエンジェル DE- UZ219 の項目番号 ※EM:エコマーク No.155 の項 目番号	部分的共通基準 (新規)	✓相互認証の申込時点のブルーエンジェル基準(2024/1~5%以上)に適合した機種のみ申請可能 ✓適合状況を相互認証用認定確認書に記載する
両面印刷 (BA:3.1.4.2/EM:(9))	共通基準(新規)	✓DE-UZ219 が ENERGY STAR Ver3.0 を引用したため、新規設定
省エネ(ENERGY STAR) (BA:3.4.1/EM:(9))	共通基準(新規)	✓TEC 値のみ共通基準
電子写真方式の有害物質 の放散(微粒子・超微粒 子) (BA:3.3.2 EM:(20))	共通基準(条件付 き更新)	✓微粒子・超微粒子の基準項目は相互認証の申込時点のブルーエンジェル基準に適合した機種のみ申請可能 ✓適合状況を相互認証用認定確認書に記載する
トナー、インク等の有害 物質(酸化チタン) (BA:3.2.3.2/EM:(24))	共通基準(修正)	✓DE-UZ219 の追加に伴い、 EM155Ver1.5 で追加した内容
インクジェット方式の騒 音 (BA:3.5/EM:(31))	共通基準(条件付 き更新)	✓ブルーエンジェル基準に適合した機種のみ ✓適合状況を相互認証用認定確認書に記載する
3R チェックリスト (BA:3.1.1/EM:(1)B10)	共通基準(修正)	✓3R チェックリストに含まれる項目のため、チェックリストの項目で扱う

<RAL 側のコメント等(全体)>

- エコマーク申請単位、認定製品数のカウント方法を説明。
- 画像機器基準の審査(認定可否の判断も含めて)は Burck 氏が 1 名で担当している。
- エコマークを取得している多くの画像機器事業者がブルーエンジェルも取得している。申請に慣れているため、提出する証明書類に関する不備は少ない。
- 省エネの基準項目では、DE-UZ219 よりエネルギースターVer.3 を採用した。エコマークとは TEC 値のみが共通基準となり得る。
- 電子写真方式の有害物質の放散について、エコマークの指摘のとおり、多くの機種がブルーエンジェルの厳しい基準値をクリアしていることは把握している。ただし、厳しい基準値であるため、どのような技術を用いているかはわからない。

<紛争鉱物>

- ブルーエンジェルの社会面の基準は 3 つの基準項目がある
 - ◆ 紛争鉱物(スズ、タンタル、タングステン及びそれらの鉱物、金)における OECD デューデリジェンスの実施—OECD ガイダンスに基づいた報告書の提出(Annex14)、第三者監査機関の監査の実施(Annex15)、報告書の公開
 - ◆ 紛争鉱物における、採掘地域における地域イニシアティブの支援—Annex16 の提出、関連イニシアティブのウェブサイト上での事業者名の公表
 - ◆ 製造における労働環境の保証(8 つの ILO 基本労働基準の順守)—Annex17 の提出(認証情報)
- エコマークとの認証方法とは違いがある。エコマークでは第三者の評価は求めている。
- 紛争鉱物のデューデリジェンスには、RBA⁴の認証を多くの事業者が活用している。
- ブルーエンジェルも社会面の基準は新しい取組であり、手探り状態でもある。この経験をもとに、次回の改定において検討する参考としていきたい考えである。
 - ➡ 結論として、非共通基準項目とする。

<今後の進め方>

- ✓ RAL 側より UBA に内容を確認し、エコマークに連絡する。
- ✓ Annex を更新し(1.2→1.3)、双方がメールで内容を承認次第、運用開始とする。
- ✓ エコマークが Annex と相互認証用認定確認書を修正し、ブルーエンジェル側に送付する。

<その他>

- DE-UZ219 の有効期限は 2025 年 12 月までであり、2 年前の Jury で対応を決定することになる。そのため、2023 年 12 月の Jury で判断されると思われる。

⁴ Responsible Business Alliance : 150 社以上の大手企業が参加するアライアンスで、電子機器業界のサプライチェーンを通じて、安全な労働環境、労働者の保護、製造プロセスが環境負荷に対して責任を持った運営がされていることについての基準を定めている。

- ただし、基準内容自体はあまり改定するところがなく、基準値を少し厳しくする程度の変更はあり得ると想定している。

③その他

<トナーカートリッジについて>

RAL) エコマークのトナーカートリッジで、再生トナーカートリッジの認定を受けているところはあるか。

JEA) 認定一覧を紹介し、いくつかの事業者が再生トナーカートリッジの認定を受けていることを説明した。再生カートリッジの認定が少ないのは、サードパーティには試験費用が高額すぎることと、トナーカートリッジからトナー容器に置き換わってきていることを説明した。

RAL) ブラザーが再生カートリッジで認定を取得した。カートリッジの基準は、DE-UZ177⁵である。

JEA) エコマークの基準との親和性も高いと思われる。

<認定機関としての適合性評価について>

- RALでもISO17065の取得を検討したものの、工数が膨大であり、審査費用や年間費用も高額であるため、検討は中止した。その代わりに、グリーン訴求指令への対応も考慮して、ISO17029の取得を検討している。
- 環境主張を検証するための要件は、欧州のグリーン訴求指令のこれからの議論の中で決定していくものと理解しているが、ISO17029「適合性評価－妥当性確認／検証機関に対する一般要求事項」の取得がその要件を満たすものになるとよいと考えている。



RAL 社屋外観

⁵ <https://www.blauer-engel.de/de/produktwelt/aufbereitete-tonerkartuschen-und-tintenpatronen-fuer-drucker-kopierer-und-multifunktionsgeraete>



協議の様子



左から Esser 氏、小林、大澤、Burck 氏